

## 長岡市地域福祉計画

## 第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

## パブリックコメントの結果について

## 1 寄せられたご意見

## (1) 提出状況

提出者数 2人

提出件数 5件

## (2) 寄せられた御意見と市の考え方

No.	該当箇所	意見要旨	市の考え
1	第1章第3節 福祉教育の推進 (24 ページ)	精神疾患である統合失調症は10代に発病することが多く、前駆症状思春期特有な傾向と類似していること、また、本人、家族や周辺の関係者に統合失調症に対する知識がないため、発病から受診まで日数がかかり、その間本人・家族は大変な思いをし重度化することもある。何よりも早期発見、早期治療が必要であることから、中学・高校の保健体育に精神疾患について取り上げていただきたい。	自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることは重要な学習内容であると考えます。そのため、各小中学校においては発達段階に応じて、心身の健康の保持増進に関する内容について理解することをめざすとともに、心の健康を保つために欲求やストレスに適切に対処する必要性や対処法等を保健体育の学習の中で学んでいます。また、担任のみならず全教職員で児童生徒の様子を把握しながら必要に応じて教育相談等個別に対応したり、医療機関等につなげたりしています。今後もこれらの取り組みを通して心身の健康の保持増進が進められるよう全校体制で取り組んでいきたいと考えております。 高等学校での扱いについては県教育委員会の高等学校教育課や保健体育課に機会をとらえて声を届けていきたいと思っております。
2	第5章第1節 相談支援体制の充実 (42 ページ) 第8章 地域包括ケアシステムの構築 (71 ページ)	相談支援体制の再編に合わせて、相談支援事業所が中核となり連携の強化とあり、今後の大きな課題と思われる。再編を考えるうえで、市保健師の役割の強化をお願いしたい。たとえば地区割構想があるが、地区に必ず地区担当としての保健師の配置をお願いしたい。障害の広域化、疾患との関連が今後一層複雑になると思われるので、保健師の本来の専門性を発揮していただきたい。	健康課では、健康づくり係を「地域健康づくり係」に改称し、保健師が地域包括支援センター単位での各地域を担当する取組みを始めます。 地域担当保健師は、保健・医療・福祉の関係者と共に、市民の福祉・健康づくりの体制強化を図ります。

3	第8章1 平成32年度における目標値 (71ページ)	「地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。」という記載について、「目指していく」を「実施する」への変更を提案します。	「地域包括ケアシステムの構築を目指していく」を「地域包括ケアシステムを構築する」と修正します。
4	第8章1 平成32年度における目標値 (71ページ)	「そのためにも、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。」について、この協議の場の参加者については、精神障害者当事者及びその家族が入ることを確認したい。	協議の場については、協議内容により必要な方の参加を求めることになりますので、当事者及びその家族の方にも参加していただきます。
5	第8章 地域生活支援事業 (96ページ他) 第8章 自発的活動支援事業 (98ページ他)	事業名として精神障害者デイサービス事業が取り上げられているが、本来自発的活動とは地域において必要にして生まれた制度に乗りにくい事業への支援と考えているかがか。法人が委託的に運営しているデイサービスと自発的活動とはちがうと考える。	自発的活動支援事業については、関係者・関係機関からも意見を聞きながら、改めて検討する予定です。 既存の地域資源や、障害福祉の将来的な在り方を見据えながら、新たな活動への支援についても検討していきたいと考えております。

## 2 パブリックコメントの実施状況（参考）

1 目的	計画（案）を公表し、意見を募集することで、市民等の意見を計画に反映するもの
2 募集期間	平成30年1月10日(水)から2月9日(金)まで（1か月間）
3 閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アオーレ長岡 東棟1階 行政刊行物コーナー脇</li> <li>・アオーレ長岡 東棟3階 福祉総務課</li> <li>・各支所市民生活課</li> <li>・市ホームページ</li> </ul>
4 提出資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に在住、在勤、在学の人</li> <li>・市内に事業所を有する個人、法人、その他の団体</li> </ul>
5 提出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は自由とするが、住所、氏名（団体名）、電話番号の記入が必要</li> <li>・意見の対象か所と自由記述欄を設けた様式を閲覧場所及び市ホームページ上に用意</li> </ul>

6 提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール（電話は不可）
7 提出先	福祉総務課（持参する場合は、閲覧場所の窓口も可）
8 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより 1月号に掲載</li> <li>・ 市ホームページに掲載</li> </ul>
9 回答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集期間終了後、提出された意見を取りまとめ、意見の概要及びその意見に対する回答を市ホームページ上で公表する。</li> <li>・ 個々の意見に対する直接回答は行わない。</li> </ul>
10 その他	「長岡市地域福祉計画」、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」と同時に行う。